呉羽山観光協会規約

第１章　名称及び組織

第１条　本会は、呉羽山観光協会と称し、事務局を呉羽ハイツに置く。

第２条　本会は、観光に理解ある各種法人、団体、及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第２章　目的及び事業

第３条　本会は、呉羽丘陵等における観光資源の開発、紹介、それらにかかわる事業等の推進をはかるとともに市民の保健休養に寄与し、さらに富山市の観光基地の振興に寄することを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）観光地の紹介と宣伝

（２）観光資源の保存、利用、開発等の推進

（３）観光事業の調査、研究と施設整備の促進

（４）観光土産品の紹介ならびに販売斡旋

（５）その他、本会の目的達成に必要な事業

第３章　役　　員

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会　　長　　１　名

（２）副　会　長　　若干名

（３）理　　事　　数　名

（４）事　務　局　　数　名

（５）監　　事　　２　名

第６条　会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。

２．会長は、本会を代表し会務を総理し総会及び役員会の議長となる。

３．会長に事故あるとき、または会長が欠員のときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

４．理事会は、本会の会務を審議し執行する。

５．監事は、会計を監査する。

第７条　本会に顧問及び参与を置くことが出来る。

２．顧問及び参与は、会長が委嘱することが出来る。

第８条　役員の任期を２年とする。ただし再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　会　　議

第９条　本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

第 10 条　定期総会は、会計年度終了後２ケ月以内に開き、予算・決算その他重要事項を審議決定する。

２．臨時総会は、会長において必要と認めたとき、これを開く。

３．総会は、会員の３分の１以上が出席しなければこれを開催することができない。

４．総会の議事は、出席会員数の過半数によってこれを定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第５章　会　　計

第 11 条　本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入等をもってこれに充てる。

第 12 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第 13 条　本会の会費は別に定める。

第 14 条　本規約を変更するときは、総会の議決を要する。

付　　則

１．本規約は、昭和 45 年２月３日より施行する。

２．平成７年５月 17 日一部改正。

３．平成９年７月 29 日一部改正。

４．平成 28 年 5 月 20 日一部改正